

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	一
○福島県財務規則の一部を改正する規則	一
○福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	二
○福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則	三
○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則	三
○犬による危害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	六
○福島県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	六
○福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	六
○福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則	八
○福島県流域下水道条例施行規則	八
○福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	三
○福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	三
訓令	三
○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	三
○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	三
○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	四
○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令	四
○福島県公印規程の一部を改正する訓令	五
○福島県公文例規程の一部を改正する訓令	五
告示	五
○出納員をして当該出納員が会計管理者から委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させる件の一部を改正する件	五

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則、福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則、福島県文書等管理規則の一部を改正する規則、犬による危害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則、福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則、福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則、福島県流域下水道条例施行規則、福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第十八号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
 第一百二十二条第二項中「第三条第二項各号」を「第三条第三項各号」に改める。
 第二百三十五条第一項中「年一・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。
 第二百七十四条の十一第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

別表第一中「福島県食肉衛生検査所」を「福島県食肉衛生検査所 福島県環境動物愛護センター」に、「福島県衛生研究所」を「福島県衛生研究所 福島県立小高商業高等学校」に、「福島県立小高産業技術高等学校」に、「福島県立聴覚支援学校」を「福島県立聴覚支援学校平分校」を「福島県立聴覚支援学校平校」に、「福島県立大笹生養護学校」を「福島県立大笹生支援学校」に、「福島県立郡山養護学校」を「福島県立郡山支援学校」に、「福島県立あぶくま養護学校」を「福島県立あぶくま支援学校」に、「福島県立西郷養護学校」を「福島県立西郷支援学校」に、「福島県立石川養護学校」を「福島県立石川支援学校」に、「福島県立たむら支援学校」を「福島県立会津養護学校」を「福島県立会津支援学校」に、「福島県立猪苗代養護学校」を「福島県立猪苗代支援学校」に、「福島県立いわき養護学校」を「福島県立いわき支援学校」に、「福島県立富岡養護学校」を「福島県立富岡支援学校」に、「福島県立相馬養護学校」を「福島県立相馬支援学校」に、「福島県養護教育センター」を「福島県特別支援教育センター」に改める。

別表第二中「福島県相双保健福祉事務所いわき出張所」を「福島県相双保健福祉事務所いわき出張所 福島県動物愛護センター 福島県動物愛護センター 相双支所」に改める。

別表第五の一の部十五の項中「六十四 自然標本類」を「六十四 自然標本類」
「六十五 震災遺産類」

に改め、同部十六の項中「六十五」を「六十六」に改める。

別表第六の表総務部の項中「文書法務課のうち知事が指定する者の職 現金取扱員」を「文書法務課のうち知事が指定する者の職 現金出納員」に改め、同表企画調整部の項中「物品取扱員」を「現金取扱員及び物品取扱員」に改める。

別表第七の表福島県中地方振興局の項から福島県相双地方振興局の項までの規定中「現金取扱員」を「現金出納員」に改め、同表福島県いわき地方振興局の項中「現金取扱員及び物品出納員」を「現金出納員及び物品出納員」に改め、同表福島県食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

福島県動物愛護センター 次長 現金取扱員及び物品出納員

別表第七の表福島県福島学園の項中「物品出納員」を「現金取扱員及び物品出納員」に改め、同表福島県環境医学研究所の項を削り、同表福島県立小高商業高等学校の項及び福島県立小高産業技術高等学校の項を次のように改める。

福島県立小高産業技術高等学校 事務長 現金出納員及び物品出納員

別表第七の表福島県立盲学校の項中「福島県立盲学校」を「福島県立視覚支援学校」に改め、同表福島県立聾学校の項中「福島県立聾学校」を「福島県立聴覚支援学校」に改め、同表福島県立聾学校分校の項中「福島県立聾学校分校」を「福島県立聴覚支援学校分校」に改め、同表福島県立大笹生養護学校の項中「福島県立大笹生養護学校」を「福島県立大笹生支援学校」に改め、同表福島県立郡山養護学校の項中「福島県立郡山養護学校」を「福島県立あぶくま養護学校」に改め、同表福島県立あぶくま養護学校の項中「福島県立あぶくま支援学校」に改め、同表福島県立須賀川支援学校」に改め、同表福島県立西郷養護学校の項中「福島県立西郷養護学校」を「福島県立西郷支援学校」に改め、福島県立石川養護学校の項中「福島県立石川養護学校」を「福島県立石川支援学校」に改め、同項の次に次のように加える。

福島県立たむら支援学校 事務長 現金出納員及び物品出納員

別表第七の表福島県立会津養護学校の項中「福島県立会津養護学校」を「福島県立会津支援学校」に改め、同表福島県立猪苗代養護学校の項中「福島県立猪苗代養護学校」を「福島県立猪苗代支援学校」に改め、同表福島県立平養護学校の項中「福島県立平養護学校」を「福島県立いわき支援学校」に改め、同表福島県立いわき養護学校の項中「福島県立いわき養護学校」を「福島県立いわき支援学校」に改め、同表福島県立富岡養護学校の項中「福島県立富岡養護学校」を「福島県立富岡支援学校」に改め、同表福島県立相馬養護学校の項中「福島県立相馬養護学校」を「福島県立相馬支援学校」に改め、同表福島県立富岡養護教育センターの項中「福島県立相馬養護教育センター」を「福島県特別支援教育センター」に改める。

別表第八の表福島県相双保健福祉事務所いわき出張所の項の次に次のように加える。
福島県動物愛護センター 支所長 現金取扱員及び物品取扱員

福島県動物愛護センター相双支所 支所長 現金取扱員及び物品取扱員
別表第八の表福島県立あぶくま養護学校安積分校の項から福島県立いわき養護学校くぼた校の項までを次のように改める。

福島県立須賀川支援学校医大校	分校長	物品取扱員
福島県立須賀川支援学校郡山校	分校長	物品取扱員
福島県立石川支援学校たまかわ校	分校長	物品取扱員
福島県立会津支援学校竹田校	分校長	物品取扱員
福島県立いわき支援学校くぼた校	分校長	現金取扱員及び物品取扱員

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第十九号

福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

福島県財務規則の特例に関する規則（昭和三十九年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七章 県立高等学校の物品売払代金収入（第七十九条―第八十一条）」

を「第十七章 県立高等学校の物品売払代金収入（第七十九条―第八十一条）」

を「第十八章 ハイテクプラザ指定管理者管理施設の使用料収入（第八十二条―第八十条）」

四に改める。

第一条中「並びに県立高等学校」を「県立高等学校」に改め、「場合に限る。以下同じ。」の下に「並びに福島県ハイテクプラザのうち福島県ハイテクプラザ条例（平成四年福島県条例第三十九号）第五条に規定する指定管理者管理施設（これに附属する設備を含む。）（以下「ハイテクプラザ指定管理者管理施設」という。）の使用料収入」を加える。

第二十三条、第二十八条、第三十八条、第四十三条並びに第五十三条第一項及び第二項中「調定簿」の下に「（第五号様式の二）」を加える。

第十七章の次に次の一章を加える。

第十八章 ハイテクプラザ指定管理者管理施設の使用料収入

（ハイテクプラザ指定管理者管理施設の使用料収入の調定）

第八十二条 受託者（地方自治法施行令第五十八号第一項の規定により、ハイテクプラザ指定管理者管理施設の使用料の徴収事務の委託を受けた者をいう。以下この章において同じ。）は、ハイテクプラザ指定管理者管理施設の使用料収入に係る歳入を収入しようとするときは、調定簿（第五号様式の二）により調定をしなければならない。（納入の通知）

第八十三条 受託者は、前条の規定により調定をしたときは、納入義務者に対し納入通

知書（第六号様式に準ずる。）により納入の通知をしなければならない。

（収入権者の調定についての準用）

第八十四条 第二十七条の二の規定は、ハイテクプラザ指定管理者管理施設の使用料収入に係る収入権者の調定について準用する。この場合において、同条中「勤労身障者体育館の使用料」とあるのは、「ハイテクプラザ指定管理者管理施設の使用料」と読み替えるものとする。

第五号様式の二中「第48条、第53条」を「第43条、第53条、第82条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（入札監理課）

福島県規則第二十号

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「（第3条四号）」を「（第2条四号）」に改め、同様式（その三）中「 $\frac{0.48}{100}$ 」を「 $\frac{0.2}{100}$ 」に改め、同様式（その六）の次に次のように加える。

(その6の2)

不動産取得税不均一課税申請書							
区分	氏名	住所	生年月日	年齢	取得者との続柄	(近居の場合)取得した住宅の敷地からの距離	
三世代同居・近居する者	取得した住宅に居住する者		年 月 日			/	
			年 月 日			/	
			年 月 日			/	
			年 月 日			/	
			年 月 日			/	
	近隣住宅に居住する者			年 月 日			. km
				年 月 日			. km
				年 月 日			. km
				年 月 日			. km
				年 月 日			. km
不均一課税を受けようとする住宅	所在地	家屋番号	構造	用途	延べ床面積	取得の事由	取得年月日
					㎡		年 月 日
					㎡		年 月 日
<p>上記の県税について、福島県税特別措置条例第9条の8又は第9条の9の規定による不均一課税を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 (取得者) 氏名 電 話 局 番</p> <p>福島県 地方振興局長</p>							

添付書類

- 1 不均一課税を受けようとする住宅の登記事項証明書等
- 2 18歳未満の者を含む三世代の親族が、同居・近居していることが確認できる住民票・戸籍全部事項証明書等
- 3 (近居の場合) 取得した住宅と近隣住宅の距離が確認できる地図等(縮尺が表示されているもの)
- 4 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「三世代同居・近居する者」の欄は、三世代の親族について記載すること。
 - 2 「(近居の場合) 取得した住宅の敷地からの距離」の欄は、取得した住宅と近隣住宅との敷地間の最短直線距離を記載すること。
 - 3 「構造」の欄は、木造、鉄骨造、軽量鉄骨造、鉄筋コンクリート造等と記載すること。
 - 4 「用途」の欄は、専用住宅、併用住宅等と記載すること。
 - 5 「取得の事由」の欄は、新築、増築、売買、贈与等と記載すること。
-

様式第一号付表二及び付表二の二中「^[0.7]100」を「^[0.8]100」に、「^[0.2]100」を「^[0.2]100」に、「^[0.7]100」を「^[0.7]100」に改める。

様式第三号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定（(その六)の次に次のように加える部分を除く。）及び様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

福島県規則第二十一号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「当初に」を削る。

別表第二保健福祉部の項中「福島県食肉衛生検査所(食検)」を「福島県食肉衛生検査所(食検) 福島県動物愛護センター(動愛) 福島県動物愛護センター会津支所(動愛会) 福島県動物愛護センター相双支所(動愛相)」に、「福島県衛生研究所会津支所(衛研会) 福島県環境医学研究所(環医研)」を「福島県衛生研究所会津支所(衛研会)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県規則第二十二号

犬による危害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

犬による危害の防止に関する条例施行規則(昭和四十三年福島県規則第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「保健所」を「福島県動物愛護センター、福島県動物愛護センター会津支所又は福島県動物愛護センター相双支所(以下「センター等」という。)」に改める。

第六条第四項及び第八条中「保健所長」を「センター等の長」に、「保健所の」を「センター等の」に改める。

第九条中「保健所長」を「センター等の長」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条 条例第五条第一項及び第二項の規則で定める機関は、次の表の上欄に掲げる区域に応じ、同表の下欄に定める機関とする。

事実が発生した区域

届出等を行う機関

福島市 白河市 須賀川市 二本松市 田村市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡 岩瀬郡 西白河郡 東白川郡 石川郡 田村郡	福島県動物愛護センター
会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 南会津郡	福島県動物愛護センター会津支所
相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡	福島県動物愛護センター相双支所

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県規則第二十三号

福島県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

福島県狂犬病予防法施行細則(昭和四十三年福島県規則第一百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「保健所」を「福島県動物愛護センター、福島県動物愛護センター会津支所及び福島県動物愛護センター相双支所(以下「センター等」という。)」に改め、同項第二号中「保健所の職員」を「センター等の職員(福島県動物愛護センター会津支所及び福島県動物愛護センター相双支所においては、当該支所の所在地を管轄する保健所の職員を含む。)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県規則第二十四号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の1の表中「一、〇一〇円」を「一五、五三〇円」に改め、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) 切削振動解析システム(CutPro)

一時間

一、五〇〇円

別表第二の一の2の表中(4)を(42)とし、(40)を(41)とし、(39)の次に次のように加える。

(40) 自動研磨装置(エコメット3000+オートメット300) 一時間 一、四二〇円

別表第二の二の1の表中 (7) 万能試験機(AG1100kNX)

一時間 一、六九〇円 を (7) 万能試験機(UHF1000kNX)

一時間 五、〇五〇円 に改め、(29)を(30)とし、(13)から(28)までを(14)から(29)までに改め、(12)の次に次のように加える。

(13) 回転型粘度計(MCR1302) 一時間 一、五五〇円

別表第二の二の2の表中(22)を(26)とし、(26)の前に次のように加える。

(25) 非接触3D測定システム(zSnapper Portable) 一時間 一、四〇〇円

別表第二の二の2の表中(21)を(24)とし、(18)から(20)までを(21)から(23)までに改め、(17)の次に次のように加える。

(18) 非破壊構造解析装置(TOSCANNER-313 02μC3) 一時間 七、九五〇円

(19) マイクロフォーカスX線検査装置(SMX-110 00Plus) 一時間 三、五六〇円

(20) エックス線透過画像装置(NAOMI-NX-0 6SN) 一時間 一、五〇〇円

別表第二の二の3の表中(31)を削り、(32)を(31)とし、(33)から(48)までを(32)から(47)までに改める。

別表第二の二の5の表中
 (13) マイクロフォーカスX線検査装置(SMX-110 00Plus)
 (14) 非破壊構造解析装置(TOSCANNER-313 02μC3)
 (15) エックス線透過画像装置(NAOMI-NX-0

6SN)

一時間 三、五六〇円
 一時間 七、五〇〇円
 一時間 一、五〇〇円
 を
 (13) 三次元空間電磁界可視化システム(WM950 αLT)
 (14) 高調波・フリッカ測定器(WT3000E)
 (15) 磁界イミューニティ試験器(MS100N)

に改める。

0
 一時間 四、三二〇円
 一時間 一、五五〇円
 一時間 一、一四〇円

別表第三の二の7の表を別表第三の二の8の表とし、別表第三の二の6の表の次に次のように加える。

別表第三の一の表中
 (一、九六〇円)
 (一、九六〇円) を (一、七六〇円)
 (一、九六〇円) に改める。

7 粘弾性特性

種 別	単 位	金 額
粘弾性試験	一試料一測定	一一、〇四〇円

別表第三の三の表中
 (2) CTSキャンシシステム 一試料一測定 一六、六一〇円
 による観察

円
 を
 (2) CTSキャンシシステム 一試料一測定 一六、六一〇円
 による観察 一試料写真一枚 三、五四〇円
 に改め、

同表備考を削る。

別表第三の六の表中アを削り、「イ 耐候性試験」を「ア 耐候性試験」に、

(4) (3)

耐光試験

ガス試験

一試料二四時間 まで	一一、一一〇円
同一試料二四時 間増すごと	九、二六〇円
一試料二四時間 まで	八、八五〇円
同一試料二四時 間増すごと	六、三八〇円

を

(3) ガス試験

一試料二四時間 まで	八、八五〇円
同一試料二四時 間増すごと	六、三八〇円

に改める。

別表第三の九の表中

(3) 食物繊維

一試料一測定

一六、六二〇

円

を

(3) 食物繊維
(4) クロマトグラフ分析

一試料一測定
一試料同一分析
条件

一六、六二〇円
一七、九七〇円

に改め

附 則

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
2 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に

係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業創出課)

福島県規則第二十五号

福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

福島県農業共済組合検査規則(昭和五十九年福島県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の業務又は会計の状況について」を「に對して」に改める。

第四条第一項中「着手した日」の下に「の前業務日」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、農業共済組合の支所、出張所等の出先機関を検査するときは、この限りでない。

第五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 検査に当たつては、検査員の中から一人を当該検査の責任者(以下「検査責任者」という。)として選定するものとする。

第七条中「主たる事務所」を「事務所、倉庫、事業場その他農業共済組合の業務に直接又は間接に係る場所」に改める。

第十三条を第十四条とする。

第十二条第四項中「第二項の検査書の写し」を「当該検査の結果の概要」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とする。

第十条中「検査員」を「検査責任者」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。
(関係者との照査)

第九條 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員、加入者、取引先、退任した役員、退職した職員その他の関係者に対し、個人情報等の保護等に十分に配慮した上で、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(農業経済課)

福島県規則第二十六号

福島県流域下水道条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県流域下水道条例(昭和六十三年福島県条例第三十号。以下

「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用許可の対象事業)

第二条 条例第四条第二項第一号の規則で定めるものは、太陽光発電事業、小水力発電事業、下水熱利用事業、バイオマス利用事業その他県が推進する再生可能エネルギーに関する施策に合致し、知事が認める事業とする。

(占用許可の手続)

第三条 条例第四条第一項の許可を受けようとする者は、流域下水道占用許可申請書(様式第一号)を正副二部提出しなければならない。変更しようとするときも同様とする。

2 前項の申請書の提出があつた場合において、占用許可をするときは占用許可書(様式第二号)を、占用許可をしないときはその理由を記載した文書を当該占用許可を申請した者に交付するものとする。

(占用許可の対象用地)

第四条 占用の許可に当たっては、流域下水道事業の用に供する施設等に支障のない場所について許可するものとする。

(占用料の徴収)

第五条 占用料は、当該占用の許可をした日から一月以内に徴収する。ただし、占用の期間が二年度以上にわたるときは、次年度分以降はそれぞれ当該年度当初から一月以内に徴収する。

2 占用料の額は、当該占用の許可をした面積又は長さを単位として計算する。この場合において、占用する面積に一平方メートル未満の端数があるときはこれを一平方メートルとして、占用する長さは一メートル未満の端数があるときはこれを一メートルとして計算する。

3 条例第四条第二項第一号の目的で占用する場合において、占用料基礎額は年額とし、占用の期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として計算する。

4 条例第四条第二項第二号の目的で占用する場合において、占用の期間に一日未満の端数があるときは、これを一日として計算する。

(占用料の徴収対象期間)

第六条 占用料の徴収対象期間は、占用の期間とし、工事の期間も徴収対象に含めるものとする。

(占用料の免除)

第七条 条例第四条第二項第二号の目的で占用する場合において、国又は地方公共団体が自ら行うときは、占用料の全部を免除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

流域下水道占用許可申請書

新 規	変 更	(番号)
		年 月 日

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所
氏 名 印
〔 法人にあつては、その名称及び所在地 〕
〔 並びに代表者の氏名 〕
(電話)

福島県流域下水道条例第4条第1項の規定により、敷地・施設の占用許可を次のとおり申請します。

占用の目的	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所	
占用物件の 構 造	
占用面積又は 占 用 延 長	
工事实施の 方 法	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
敷地・施設の 復 旧 方 法	
添 付 書 類	1 付近の見取図 2 平面図 3 断面図 4 物件の詳細図 5 官民境界図 6 求積図 7 同意書（利害関係のある場合）
備 考	

(注意)

- 1 変更の場合は、備考欄に当初の指令番号及びその変更理由を記入すること。
- 2 この申請書は、正副2部提出すること。

様式第2号（第5条関係）

占有許可書

福島県指令 第 号

住 所
 (令達先)
 氏 名

年 月 日付けで申請のありました流域下水道敷地・施設の占有については、福島県流域下水道条例第4条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

福島県知事 印

記

占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占有の場所	
占有物件の 構 造	
占有面積又は 占有延長	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 料	(1) 占有料の額 (2) 納付の方法 (3) 納 期 限
条 件	

福島県規則第二十七号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営守山団地の項中「福島県営守山団地」を「福島県営守山駅西団地」に改め、同表福島県営栄田団地の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

福島県規則第二十八号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を第八条とする。

第四条中「第七条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（軽微な変更に関する証明書の交付の申請に必要とする図書）

第七条 省令第十一条の規定による同条に規定する軽微な変更に係ることを証する書面の交付の申請（建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、消費性能基準に適合することが明らかでない変更（法第十二条に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）に限る。）に必要とする図書は、知事が別に定める軽微な変更に関する証明書の交付申請書の正本及び副本に省令第一条第一項に規定する図書を添えたもの並びに当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。

第三条中「第一条第三項」を「第二十三条第三項」に改め、同条第一号中「第一条第一号」を「第二条第一号」に改め、同条第二号中「第一条第二号」を「第二条第二号」に、「品確法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）を「登録住宅性能評価機関」に改め、同条第三号中「第一条第三号」を「第二条第三号」に改め、同条を第五条とする。

第二条中「第七条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第三号中「第三条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条第五号中「適合」を「適合」に改め、同条第六号中「等級五に適合」を「等級四又は等級五に適合」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（建築物の建築に関する届出に不要と認める図書）

第四条 省令第十二条第三項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場

（下水道課）

合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一条第一号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合 品確法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）が表示基準別表一に規定する断熱等性能等級の等級四に適合し、及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級四又は等級五に適合していることを確認するために必要とした図書

二 第一条第二号に規定する性能表示評価書の写しを添えた場合 住宅性能評価・表示協会の登録を受けた建築物省エネルギー性能表示に係る評価機関が性能表示評価書において証する性能を確認するために必要とした図書

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。）第一条第一項」を「省令第二十三号第一項」に改め、同条第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）を「法」に改め、同条第二号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第六条第一項に規定する住宅性能評価書（以下単に「設計住宅性能評価書」という。）を「設計住宅性能評価書」に、「日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号。以下「表示基準」という。）を「表示基準」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（建築物の建築に関する届出に必要と認める図書）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。）第十二条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による届出に係る建築物（以下「届出建築物」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（以下単に「設計住宅性能評価書」という。）により日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号。以下「表示基準」という。）別表一に規定する断熱等性能等級の等級四に適合し、及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級四又は等級五に適合していると認められた場合（戸建て住宅に限る。）その旨を証する設計住宅性能評価書の写し

二 届出建築物が、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下単に「住宅性能評価・表示協会」という。）が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（以下「性能表示評価書」という。）により法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「消費性能基準」という。）に適合していると認められる場合 性能表示評価書の写し

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓 令

(建築指導課)

福島県訓令第4号

本庁 機関
出先 機関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表福島県榎葉原子力災害対策センターの管理に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

Jヴィレッジの再整備に関する業務に従事する職員	双葉郡榎葉町大字山田岡字美シ森八番地五七	Jヴィレッジの再整備に関すること。
-------------------------	----------------------	-------------------

別表原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域(以下「警戒区域等」という。)がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員(以下「郡山市大槻町字西ノ宮四八番地五」を「双葉郡富岡町大字本岡字土塚六二番地の一」に、「二本松市北トロミ五七三番地」を「双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七番地の一」に改め、同表県民健康調査に係る調査の実施の企画及び関係機関との調整に関する業務に従事する職員の項を削り、同表東北地域連携による広域観光の推進に関する業務に従事する職員の項中「宮城県仙台市青葉区中央二丁目九番十号」を「宮城県仙台市青葉区一番町二丁目二番一三三号」に、「東北観光推進機構」を「一般社団法人東北観光推進機構」に改め、同表鶏の飼養管理並びに養鶏施設等の維持管理及び移転に関する業務に従事する職員の項を削り、同表沿岸漁業の改良普及に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

第六九回全国植樹祭に関する業務に従事する職員	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地(福島県相双農林事務所)	第六九回全国植樹祭の式典会場の整備及び式典運営に関すること。
------------------------	------------------------------	--------------------------------

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第5号

本庁 機関
出先 機関

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第三項第一号中「第三條第四号」を「第三條第五号」に改め、同項第二号中「第八條第五号」を「第八條第六号」に改める。

第五号様式の四(表面)中
 「氏名(続柄)」を「氏名(続柄等)」に改める。

第十七号様式中
 「氏名(続柄)」を「氏名(続柄等)」に改め、同様式備考2中「続柄」を「続柄等」に、「又は官公署」を「、官公署」に改める。

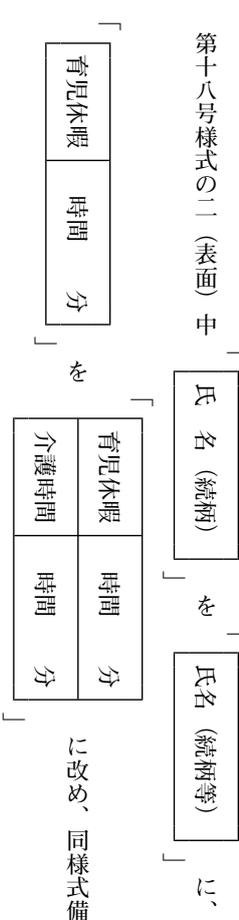
第十七号様式の二中
 「氏名(続柄)」を「氏名(続柄等)」に改め、同様式備考2中「戸籍抄本」を「氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書)」に改める。

第十七号様式の三中
 「氏名(続柄)」を「氏名(続柄等)」に改める。

第十八号様式中
 「氏名(続柄)」を「氏名(続柄等)」に改め、
 「エ 子と離縁した
オ 養子縁組が取り消された」

- カ 家事審判事件が終了した
- キ 養子縁組が成立しないまま里親へ
に譲渡された
- ク 子と同居しなくなった
- ケ 負傷等により養育できなくなった
- コ 託児できるようになった
- カ その他（

委託が解除
に改める。



考2中「戸籍抄本」を「氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書）」に改める。

第十八号様式の十一備考2中「イ 配偶者の外国滞在事由及び期間が確認できる書類」

イ 配偶者の外国滞在事由及び期間が確認できる書類

ウ 職員の配偶者同行休業に関する規則第2条第2項の認定を要する場合は、この
同項に規定する認定を受けるため必要があると認める書類（写しでも可）。

改め、同様式備考4中「請求する理由」の次に「延長又は再度の延長の別」を加える。

- 附 則**
- 1 この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際現に提出されている改正前の福島県職員服務規程第五号様式の四による育児休暇願、第十七号様式による育児休業（期間延長）承認請求書、第十七号様式の二による育児短時間勤務（期間延長）承認請求書、第十七号様式の三による育児休業等計画書、第十八号様式の二による部分休業承認請求書及び第十八号様式の十一による配偶者同行休業（期間延長）承認請求書は、それぞれ改正後の福島県服務

規程第五号様式の四による育児休暇願、第十七号様式による育児休業（期間延長）承認請求書、第十七号様式の二による育児短時間勤務（期間延長）承認請求書、第十七号様式の三による育児休業等計画書、第十八号様式の二による部分休業承認請求書及び第十八号様式の十一による配偶者同行休業（期間延長）承認請求書とみなす。

3 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県職員服務規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（人事課）

福島県訓令第六号

本 庁 機 関
出 先 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（平成十年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「又は保健福祉事務所」を、「保健福祉事務所又は動物愛護センター（支所を含む。）」に改め、「獣医師であるもの」の下に「のうち、知事が指定するもの」を加える。

第十一条の二中「保健福祉事務所」を「動物愛護センター（支所を含む。）」に改め、「獣医師であるもの」の下に「のうち、知事が指定するもの」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第七号

本 庁 機 関
出 先 機 関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 農業総合センター（安全農業推進部を除く。）又は林業研究センターに勤務する技術職員（肥飼料検査員を除く。）の項の次に次のように加える。

農業総合センター(安全農業推進部に限る。)に勤務し、緊急時環境放射線モニタリング業務に従事する職員	作業帽 作業服(夏) 作業服(冬) 作業ぐつ	— — — —	— — — —	— — — —
---	---------------------------------	------------------	------------------	------------------

別表第一いわき丸又はてるしまの幹部船員の項中「又はてるしま」を削る。
別表第二農林水産部森林林業総室の項中「森林調査用 ゴム長ぐつ」を「森林調査用 ゴム長ぐつ」に改め、同表保健福祉事務所の項中「水道施設等監視用 防寒服」を「水道施設等監視用 防寒服」に改め、同項の次に次のように加える。

動物愛護センター	野犬等捕獲作業用	防寒服
----------	----------	-----

別表第二建設事務所の項中「除雪作業用 防寒ぐつ」を「除雪作業用 防寒ぐつ」に改める。
「除雪作業用 防寒ぐつ」を「除雪作業用 ゴム手袋」に改める。

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(職員業務課)

福島県訓令第八号

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年三月二十四日

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程(昭和三十一年福島県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号中 「福島県風評・風化対策」

「福島県風評・風化対策」を
「福島県風評・風化対策」に改め、同項の次に次のように加える。
17の8 同 総務部知事公室広報課長
17の9 同 企画調整部企画調整総室室長

に、「福島県現金取扱員印」を
24 同 福島県現金取扱員印

「福島県現金出納員印」を
23の2 同 福島県現金出納員印
「福島県現金取扱員印」を
24 同 福島県現金取扱員印
第十條中「風評・風化対策監」の下に、「国際研究産業都市推進監」を加える。

別表第一中
17の8 福島県風評・風化対策監印
17の8 福島県風評・風化対策監印
17の9 福島県国際研究産業都市推進監印

中「23」の下に、「23の2」を加える。
23 福島県現金出納員印
23の2 福島県現金出納員印
23の2 福島県現金出納員印

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県訓令第九号

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年三月二十四日

福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県公文例規程(昭和三十五年福島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。
第八條第二項の表備考一中「風評・風化対策監」の下に、「国際研究産業都市推進監」を加える。

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(文書法務課)

告 示

福島県告示第二百五十五号

出納員をして当該出納員が会計管理者から委任を受けた事務の一部を出納員以外の会

計職員に委任させる件（昭和四十四年福島県告示第三百八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

表中九の項を十の項とし、二の項から八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表一の項中「福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）」を「財務規則」に改め、「（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）」「及び「現金出納員又は」を削り、同項を同表二の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>一 福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）別表第六の上欄に掲げる総室、局、課等の歳入に係る現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）の収納、保管及び記録管理並びに歳入歳出外現金の収納及び指定金融機関等に対する払込みを行うこと。</p>	<p>財務規則第七十三条第一項の規定により当該総室、局、課等の現金出納員を命ぜられたものとみなされる者</p>
---	---

（審査課）